

市有地条件付 一般競争入札募集要領



大仙市マスコットキャラクター
まるひちゃん

令和7年5月29日

大仙市 総務部 財産活用課

— 目 次 —

市有地条件付一般競争入札の流れ	1
入札説明書	3
1. 入札の内容	3
2. 入札物件	5
3. 建物等の解体及び撤去について	5
4. アスベスト含有調査	6
5. 用途制限	7
6. 所有権移転等の制限	8
7. 入札参加者の資格	8
8. 入札参加の申込	9
9. 入札参加資格の確認	10
10. 現地説明会	10
11. 質問書の受付及び回答	11
12. 入札保証金の納付及び還付等	11
13. 入札	12
14. 入札の無効	13
15. 開札	14
16. 落札者の決定方法	14
17. 開札結果の公表	14
18. 契約の締結	14
19. 契約保証金	15
20. 諸費用	15
21. その他	15
以下別紙	
① 周辺図・物件調書・隣接境界説明資料	16
② アスベスト分析結果	21
③ 様式集	
(様式1) 市有地条件付一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書	23
(様式2) 誓約書	25
(様式3) 土地利用計画書	26
(様式4) 委任状	27
(様式5) 入札代表者届出書	29
(様式6) 質問書	30
(様式7) 入札書	31
(様式8) 入札辞退届	32
(様式9) 現地説明会申込書	33
④ 条件付市有財産売買契約書(案)	34
⑤ 条件付市有財産無償譲渡契約書(案)	42
⑥ 入札の考え方	49

□ 市有地条件付一般競争入札の流れ

1. 現地説明会申込

■申込期間 令和7年5月29日（木） ～ 6月10日（火）

■現地説明会 令和7年6月12日（木） 午前10時から

※現地説明会申込書（様式9）により事前に申し込みください。

2. 質問受付・回答

■受付期間 令和7年6月9日（月） ～ 6月16日（月）正午まで

■回答期間 令和7年6月17日（火）～ 6月18日（水）午後5時まで

※質問書（様式6）により質問してください。

※大仙市ホームページにて回答します。

3. 入札参加申込

■提出期間 令和7年6月19日（木） ～ 6月27日（金）

■提出先 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所大曲庁舎2階 総務部財産活用課

※提出書類一式を直接持参してください。

4. 入札参加資格確認通知

■入札参加資格を有すると確認された方へ、入札参加資格確認通知書及び入札保証金納付書を送付します。

5. 入札保証金納付

■納付金額 物件番号 土地1-1 : 360,000円

■納付場所 大仙市指定金融機関等

6. 入札（郵便入札）

■入札期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月10日（木）まで（必着）

■送付先

〒014-8601 大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所総務部財産活用課行

※上記の期間中に、入札書等の必要書類を郵送（一般書留又は簡易書留）してください。（窓口への持参不可）

7. 開札

- 開札日時 令和7年7月11日（金）午後2時から
■開札場所 大仙市役所2階 総務部財産活用課
※入場はできません。開札結果はホームページで公開します。

8. 開札後の手続き

手続き順	落札額がプラス (1円以上)	落札額がマイナス (0円以下)
1	・建物解体条件付き土地売買契約 ・契約保証金の納付：72万円	・建物解体条件付き土地無償譲渡<u>仮契約</u> ・契約保証金の納付：72万円
2	・落札者が売買代金を納付	・市議会の議決
3	・物件の引渡し	・本契約（仮契約が本契約へ移行）
4	・土地所有権移転登記	・落札者が解体工事
5	・落札者が解体工事	建物解体確認後 ・市が負担金支払い ・土地所有権移転登記 ・契約保証金の還付

入札説明書

1. 入札の内容

- (1) 本入札は、「予定価格をマイナスに設定した建物解体条件付き入札」です。
詳細な内容は、別紙「入札の考え方」をご参照ください。
- (2) 本入札は、予定価格以上で最高金額の入札者を落札者とします。
- (3) 本入札は、落札額が1円以上（以下「プラス」という。）、0円以下（以下「マイナス」という。）に応じて下記のとおり契約内容等が異なります。

■落札金額が**プラス**の場合

- ・「建物解体条件付き土地売買契約」となり、令和7年7月18日（金）までに契約保証金を納付のうえ契約を締結し、その後30日以内に落札額を土地の売買代金として、落札者が市に支払います。
- ・入札保証金は契約保証金の一部として充当し、契約保証金は売買代金の一部として充当します。
- ・契約締結日から30日以内に売買代金を完納しない場合は、契約を解除し、契約保証金は当市に帰属します。

■落札金額が**マイナス**の場合

- ・「建物解体条件付き土地無償譲渡契約」となり、無償譲渡にあたっては、地方自治法第96条第1項第6号に基づく市議会の議決が必要であるため、令和7年7月18日（金）までに仮契約を取り交わし、議会の議決を得たときに本契約に移行します。ただし、議会の議決を得られないときは、仮契約は無効となることから、仮契約を解除するものとし、この場合、市は一切の損害賠償の責めを負いません。
- ・契約保証金は本契約までに落札者が市に納付します。
- ・入札保証金は契約保証金の一部として充当します。
- ・市は落札額に－1を乗じプラスに変換した額を負担金として、建物の解体撤去の完了を市が確認した後に負担金の請求をしていただき30日以内に落札者に給付し、契約保証金も返還します。

○落札金額がプラスとマイナスの契約内容等の整理

落札金額	プラス（≧１円）	マイナス（≦０円）
契 約 内 容	建物解体条件付き 土地売買契約	建物解体条件付き 土地無償譲渡契約
仮 契 約	なし	あり
市議会の議決要件	なし	あり
本 契 約	落札決定後	議会の議決後、本契約へ移行
売 買 代 金	本契約時に一括納付	なし
入 札 保 証 金	契約保証金の一部に充当	契約保証金の一部に充当
契 約 保 証 金	・ 本契約締結までに納付 ・ 売買代金の一部に充当	・ 本契約締結までに納付 ・ 建物解体後に返還
負 担 金 の 給 付	なし	建物解体後に給付 （落札金額が0円の場合はなし）
所有権移転の時期	売買代金完納の時	負担金給付の時
建物の解体工事に着手可能な時期	所有権移転時以降	議決の時以降
建物解体期限	本契約締結日から原則１年以内	本契約締結日（議決日）から原則１年以内
違 約 金 規 定	あり：１４０万円	あり：１４０万円
買 戻 特 約	あり	なし
引 渡 し の 時 期	所有権移転の時	所有権移転の時

2. 入札物件

物件番号： 土地1-1 旧中仙公民館清水分館

土地 4 筆)

所在地	地目	面積 (㎡)
大仙市清水字上大蔵 126 番 6	宅地	1,615.70
大仙市清水字上大蔵 126 番 30	宅地	13.54
大仙市清水字上大蔵 126 番 31	宅地	13.42
大仙市清水字上大蔵 129 番 15	宅地	213.71
合計		1,856.37

予定価格： **- 22,720,000円**

入札保証金： 360,000円

契約保証金： 720,000円

解体撤去が条件となる建物（3棟）

名称	構造等	建築年	延床面積 (㎡)
旧清水分館	木造平家建	昭和 39 年	319.97
旧コミュニティセンター	木造 2 階建	昭和 50 年	422.83
旧コミュニティセンター体育館	鉄骨造平家建	昭和 51 年	349.44
合計			1,092.24

※全て未登記建物であり、上記建物情報は市の管理台帳から記載したものです。

※物件の詳細については、別紙「物件調書」のとおりです。

※予定価格は、土地の更地評価額から、建物解体撤去費を控除した額を設定しています。

※都合により入札を中止する場合があります。

3. 建物等の解体及び撤去について

- (1) 「2. 入札物件」で記した解体撤去が条件となる建物及び工作物等（以下「建物等」という。）を本契約締結の日から原則1年以内に落札者の責任において、解体撤去を行うものとします。これに要する一切の費用は落札者の負担とします。
- (2) 建物等の範囲は、地表以上に存在する建物等及びその他埋設物とします。
【建物等の解体撤去の条件】

- ・建物等を解体撤去（アスベスト除去含む）すること。
 - ・解体撤去後の仕上げについては整地まで行うものとする。アスファルト舗装等は撤去すること。
 - ・敷地内及び建物内に残存する備品等は全て撤去すること。
 - ・建物基礎杭、自転車置き場、外灯、敷地内側溝、浄化槽、地中埋設管類、樹木（伐根含む）、柵及びその他工作物等を撤去すること。ただし、入札物件と北側に隣接する民有地との境界に存するブロック塀については撤去対象としないものとする。
- (3) 売買契約の場合は、引き渡しの日（無償譲渡契約の場合は、議決後）から解体撤去完了の日までは、建物等の管理責任は落札者にあるものとし、落札者は十分な注意をもって建物等の管理を行うものとします。
- (4) 落札者は、解体撤去の工事内容・時期について、着工前に大仙市に報告が必要です。また、解体撤去が完了したときは、大仙市に完了報告書を提出することとし、両者が現場立会の上、解体撤去の完了の確認を行います。
- (5) 建物等の解体撤去に際しては、近隣住民等に迷惑とならないよう防音シートの設置等による騒音対策、散水等による粉塵対策等、十分な対策の上で行うものとします。
- (6) 解体撤去にあたっては、児童等や車両の妨げにならないように対策し、安全確保を行うものとします。
- (7) 落札者は、建物等の解体撤去に伴い第三者から苦情等があったときは、責任をもって解決するとともに第三者に損害を与えた場合は、その責めを負うものとします。
- (8) 落札者は、建物等の解体撤去及び跡地の整地に伴い、官公署等との協議、届出等が必要なときは、落札者の責任において行い、これを適正に処理するものとします。
- (9) 解体の方法及び解体に伴う処分に関しては、大気汚染防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法その他関係法令を遵守のうえ適正な方法により解体作業を行うものとします。

4. アスベスト含有調査

事前にアスベスト含有調査を実施しております。結果につきましては、次のとおりです。

調査場所		建材名称	調査結果 (含有の有無)	除去作業 レベル
公民館 1階	外壁	吹付塗装（白）	無	
公民館 1階	外壁	吹付塗装（薄ピンク）	無	
公民館 1階	外壁	吹付塗装（ベージュ）	無	
コミュニティセンター 1階 男子トイレ	壁	プラスター塗	無	
コミュニティセンター 1階 和室研修室	壁	じゅらく（ベージュ）	無	
公民館 1階 暗室	壁	砂壁塗材	無	
公民館 1階 ホール	天井	ジプトーン ※同建材の使用場所が他に複数有り	有 0.1~0.5% (クリソタイル)	3
公民館 1階 大会議室	床	Pタイル	無	
公民館 1階 大会議室	壁	クロス	無	
公民館 1階 大会議室	壁	石膏ボード	無	
公民館 1階 大会議室	天井	クロス	無	
公民館 1階 大会議室	天井	石膏ボード	無	
コミュニティセンター 2階 和室	壁	じゅらく（緑）	無	
コミュニティセンター 2階 資料室	壁	じゅらく（オレンジ）	無	

※除去作業時のレベルに応じ適切な区画を行い、石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアルを遵守し処理すること。

・アスベスト含有調査結果については、別紙「アスベスト分析結果」にも掲載しています。なお、不明箇所等の調査資料につきましては現地説明会で閲覧できます。

・建物の解体は、大気汚染防止法、廃棄物処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、労働安全衛生法その他関係法令を遵守のうえ適正な作業基準に基づきアスベスト対策を行い、解体作業を行ってください。

5. 用途制限

(1) 落札者は、物件を利用するに当たって、本契約締結の日から10年間は、次の用途に供してはなりません。

ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業の用途

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する

- 暴力団（その団体の構成員等を含む。）の用途
- ウ 土地の利用にあたり騒音、振動、臭気その他周辺環境との調和、調整に支障を及ぼす用途
- エ その他公序良俗又は公共の福祉に反する用途

- (2) 落札者は、物件の所有権を第三者に移転する場合は、(1)の義務を書面により継承させるものとし、当該第三者に対して当該義務を履行させなければなりません。
- (3) 落札者は、(2)の第三者に対し、当該第三者が物件の所有権を移転する場合においても、(1)の義務を当該転得者に継承することを書面により義務付けなければなりません。
- (4) 落札者は、物件について第三者に対して地上権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利の設定をする場合において、当該第三者に対して(1)の義務を履行させなければなりません。

6. 所有権移転等の制限

落札者は、建物等の解体撤去が確認されるまでは、物件の所有権を移転すること、及び物件に地上権、質権、使用貸借による権利若しくは賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定することができません。

7. 入札参加者の資格

- (1) 法人の場合：秋田県内に事業所等を有する法人
個人の場合：秋田県内に住民基本台帳登録又は外国人登録されている個人
- (2) 次の事項に該当する方は、入札に参加することができません。
 - ① 未成年者
 - ② 成年被後見人、被保佐人又は被補助人
 - ③ 破産者で復権を得ない者
 - ④ 大仙市税、公共料金等の滞納がある者
 - ⑤ 大仙市建設工事入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止または、指名差し控えの措置を受けている者
 - ⑥ 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定がなされた者を除く。）、民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定がなされた者を除く。）、破産法に基づく破産手続き開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

- ⑦ 役員又は経営に事実上参加している者が集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれのある組織の関係者であると認められる事業者
- ⑧ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又はそれらの団体に属する者

8. 入札参加の申込

入札に参加するには、事前の申込みが必要です。所定の書類に必要事項を記載の上、添付書類を添えて大仙市総務部財産活用課に直接持参してください。

(1) 提出書類

指定様式は本要領の別紙として添付しているほか、大仙市ホームページからダウンロードできます。

法 人	個 人
① 市有地条件付一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式1）※実印押印	① 市有地条件付一般競争入札参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書（様式1）※実印押印
② 誓約書（様式2）	② 誓約書（様式2）
③ 土地利用計画書（様式3）	③ 土地利用計画書（様式3）
④ 法人登記事項全部証明書 ※申請日前の3ヶ月以内のもの	④ 住民票抄本
⑤ 大仙市税納税証明書(完納を証明するもの) ※非課税の場合は、滞納がない旨の証明書	⑤ 市町村長の発行する身分証明書 ※申請日前の3ヶ月以内のもの
⑥ 印鑑登録証明書 ※申請日前の3ヶ月以内のもの	⑥ 大仙市税納税証明書(完納を証明するもの) ※非課税の場合は、滞納がない旨の証明書
⑦ 委任状（様式4） ※代理人により入札する場合のみ ※代理人の印は認印可	⑦ 地方法務局発行の登記されていないことの証明書
⑧ 入札代表者届出書（様式5） ※共有で入札参加の申込みをする場合のみ	⑧ 印鑑登録証明書 ※申請日前の3ヶ月以内のもの
	⑨ 委任状（様式4） ※代理人により入札する場合のみ ※代理人の印は認印可
	⑩ 入札代表者届出書（様式5） ※共有で入札参加の申込みをする場合のみ

(2) 受付期間・受付時間

令和7年6月19日（木）から令和7年6月27日（金）まで
（土、日、祝日を除く）

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時まで除く）

(3) 提出先

大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所大曲庁舎2階 総務部財産活用課

(4) 申込みに当たっての留意事項

- ア 共有で申し込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。
- イ 契約及び所有権移転登記は、申込書に記載された名義で行います。
- ウ 資金提供を受けて売買契約する場合は、贈与税が発生する可能性がありますので留意してください。
- エ 契約者（落札者）の情報について公開請求があった場合には、大仙市情報公開条例（平成17年3月22日条例第18号）に基づき公開されます。
- オ 提出書類は返還いたしませんので、あらかじめご了承ください。

9. 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認は、申込書の提出日をもって行います。
- (2) 入札参加資格を有すると確認された方には、市有地条件付一般競争入札参加資格確認通知書を送付します。本通知書が送付されない方は、入札に参加できません。
- (3) 入札参加資格を有すると確認された方が、当該入札参加資格を有すると確認された日から一般競争入札が執行されるまでの間に、「7. 入札参加者の資格」の(2)①から⑧までのいずれかに該当したときは、当該入札に参加することができません。また、提出された申込書及び添付書類に、虚偽の記載をしたことが明らかになったときにおいても、当該入札に参加することができません。

10. 現地説明会

次のとおり、現地説明会を設けます。

別紙「物件調書」等の入札物件資料は、入札参加者が物件の概要を把握するための参考資料ですので、現地確認日に調査・確認を行ってください。また、本物件の解体設計図書類は、大仙市ホームページでも閲覧できます。

現地説明会は、下記の日程で、職員の立会いで行いますので、事前に申込みください。申込みが無い場合は、説明会は開催しません。

(1) 申込期間

令和7年5月29日（木）から令和7年6月10日（火）まで

(2) 現地説明会

令和7年6月12日（木） 午前10時～

(3) 申込方法

別紙「現地説明会申込書（様式9）」に必要事項を記入のうえ、大仙市総務部財産活用課へe-mail またはFAX により申し込んで下さい。

e-mailアドレス：zaikatsu@city.daisen.lg.jp
FAX番号：0187-63-1119（代表番号）

※現地確認をされなくても入札には参加できますが、この入札に関する全ての事項を了知されているものとみなします。
※解体物件の建設当時の完成図書類はありません。

1 1. 質問書の受付及び回答

質問は、別紙「質問書（様式6）」に内容を記入の上、大仙市総務部財産活用課へe-mail またはFAX の方法により提出してください。

e-mailアドレス：zaikatsu@city.daisen.lg.jp
FAX番号：0187-63-1119（代表番号）

（1） 受付期間

令和7年6月9日（月）から令和7年6月16日（月）正午まで

（2） 回答方法

令和7年6月17日（火）から令和7年6月18日（水）までに回答内容を大仙市ホームページに掲載します。なお、質問及び回答の内容は、本要領に関するものとします。（それ以外のものや、単なる意見表明と解されるものには回答しません。）

1 2. 入札保証金の納付及び還付等

（1） 入札保証金の納付

- ア 入札に当たっては、事前に入札保証金の納付が必要です。入札保証金の額は定額となっており、金額は5ページの「2. 入札物件」に記載のとおりです。
- イ 入札参加資格を有すると確認された方には、大仙市から納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載されている大仙市指定金融機関・大仙市収納代理金融機関の窓口で納付してください。
- ウ 入札保証金を納付すると、金融機関から領収印を押印した納入通知書兼領収書が返却されます。領収書の写しは郵便入札の際に必要となりますので、大切に保管してください。

（2） 入札保証金の還付等

- ア 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の口座へ振込により還付します。還付は入札終了後4週間程度かかりますので、あらかじめご了承ください。
- イ 還付する入札保証金には、利息は付しません。
- ウ 落札者の入札保証金は、大仙市財務規則（平成17年3月22日規則第61号）第103条の規定により、契約保証金に充当します。

13. 入札

本入札は郵便型入札であり、入札は郵送のみ受付けます。

(1) 入札期間

令和7年7月1日（火）から令和7年7月10日（木）まで【必着】

※入札書等の必要書類を必ず一般書留又は簡易書留により郵送してください。

※上記以外の方法（普通郵便、メール便等）により提出された入札は無効となります。窓口への持参も不可となります。

※期間内に入札書等の必要書類が到着しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

※郵送に要する経費は、入札参加者の負担とします。

(2) 提出書類

ア 入札書（封筒に入れ封かん（糊付け）し、封印（封筒の継目への割印）したもの）

イ 入札保証金納入通知書兼領収書（領収印のあるもの）〔写し〕

※上記ア、イを封筒に入れ、一般書留又は簡易書留により郵送してください。

(3) 送付先

〒014-8601

大仙市大曲花園町1番1号 大仙市役所総務部財産活用課行

(4) 入札書の記入方法等

ア 入札参加申込者本人（代表者）が入札する場合は、所定の入札書に、入札者の住所、氏名又は名称及び代表者を記入の上、申込者本人の印鑑（実印に限る。）を必ず押印してください。

イ 代理人が入札する場合は、所定の入札書に、入札者（委任者）の住所、氏名又は名称及び代表者、代理人の住所、氏名を記入の上、代理人の印鑑（代理人の方が委任状に押印した印鑑に限る。）を必ず押印してください。

ウ 入札書への金額の記入は、算用数字（0, 1, 2, 3, …）の字体を使用し、金額の前に必ず「¥」を付けてください。なお、マイナスの場合は、入札価格の前に「-」を記入してください。

（例）100万円の場合： ¥1,000,000円

マイナス100万円の場合： ¥-1,000,000円

エ 入札書の内容訂正はできません。

オ 金額以外の訂正、挿入、削除した個所には入札者の印（代理人の場合は代理人の印）を押してください。

(5) 入札書の封入方法等

ア 封筒には、入札書のみを入れて封かん（糊付け）し、封印（封筒の継目への割印）をしてください。

イ 封印には、実印（代理人が入札する場合は代理人の印鑑）を使用し、封筒の継ぎ目に押印してください。

ウ 郵送する封筒には、入札書を入れた封筒及び入札保証金納入通知書兼領収書

(領収印のあるもの)の写しを入れて、必ず一般書留又は簡易書留で郵送してください。

(6) 入札に当たっての留意事項

- ア 入札の実施にあたっては、1名以上の参加をもって執行します。
- イ 入札回数は、1回とします。
- ウ 入札を辞退する場合は、入札辞退届が必要です。
- エ 一度提出した入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しをすることはできません。
- オ 入札の執行に際し、災害その他やむをえない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがあります。

14. 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者の押印のない入札書による入札
- (2) 金額の訂正した入札書による入札
- (3) 金額以外の記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- (4) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (5) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (6) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
- (7) 入札保証金を納付しない者又は、その金額が不足した者のした入札
- (8) 代理人で委任状を提出しない者がした入札
- (9) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (10) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2人以上の者の代理をした入札
- (11) 明らかに連合によると認められる入札
- (12) 入札について不正行為があった入札
- (13) 入札価格が予定価格に達していない入札
- (14) 市有地条件付一般競争入札参加申込書に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (15) 代理人による入札において、委任状に押印した印鑑と異なる印鑑を押印した入札
- (16) 封かんがされていない封筒による入札
- (17) 入札期間内に入札書が指定した送付先に到着しなかった入札
- (18) 郵送方法が一般書留又は簡易書留のいずれの方法でない入札
- (19) 入札書用封筒に件名又は差出人の記載がない入札
- (20) 入札書用封筒に記載された件名又は差出人が誤っている入札
- (21) 前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札

15. 開札

- (1) 開札日時
令和7年7月11日（金）午後2時
- (2) 会場
大仙市役所大曲庁舎2階 総務部財産活用課
※ 開札の立会はできません。

16. 落札者の決定方法

- (1) 開札の結果、予定価格以上の入札をした方のうち、最高の価格をもって入札した方を落札者とします。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者のくじ引きにより落札者を決定します。この場合、対象者へ7月11日（金）午後4時までに電話にてくじ引きの実施について通知します。
くじ引きは、7月14日（月）午前11時に財産活用課執務室で行います。対象者はくじ引きの際、入札参加資格確認通知書（原本）の提示が必要となりますので、必ず当日に持参してください。
- (3) (2)において、対象者がくじ引き会場にいない場合は、これに代わって入札事務に関係のない当市職員にくじを引かせます。この場合、結果に異議を申し立てることはできません。

17. 開札結果の公表

開札結果については、落札者名及び落札金額を大仙市ホームページにおいて公表します。また、開札終了後、落札者に電話にて通知します。

落札者名については、落札者が個人の場合は氏名は公表せず「個人」である旨を、落札者が法人の場合は法人名を公表します。

18. 契約の締結

- (1) 落札者に対して、開札が終了した後に契約手続きについての説明を行います。落札者又はその代理人は、必ず契約手続きについての説明を受けてください。
- (2) 契約の締結は、令和7年7月18日（金）までに行います。ただし、議会の議決に付すべき契約にあっては、令和7年7月18日（金）までに仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約に移行します。

- (3) 落札者は令和7年7月18日（金）までに契約の締結をしない場合（議会の議決に付すべき契約にあっては、令和7年7月18日（金）までに仮契約を締結しない場合）には、当該落札は無効となり入札保証金は当市に帰属します。

19. 契約保証金

- (1) 落札者は、本契約の締結をするまでに、5ページの「2. 入札物件」に記載する契約保証金の額から入札保証金を控除した額を、大仙市が発行する納入通知書により納付してください。なお、納付の詳細については、入札保証金の納付と同様です。
- (2) 売買契約の場合は、売買代金に充当します。なお、無償譲渡契約の場合は、建物解体撤去の完了を確認した後、契約保証金を返還します。

20. 諸費用

契約書に貼付する収入印紙、所有権の移転登記に関する登録免許税等、本契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

21. その他

- (1) 本要領に定めるもののほか、入札・契約手続きについては、大仙市財務規則の定めるところによります。
- (2) 物件の引渡しは現状有姿のままで行いますので、必ずご自身において、事前に現地及び諸規制について調査確認を行ってください。
- (3) 物件の土地利用に関し、隣接土地所有者、地域住民等との調整等が生じた場合は、すべて落札者において行っていただきます。
- (4) 越境物等に関する隣接土地所有者等との協議は、すべて落札者において行っていただきます。
- (5) 物件に契約の内容に適合しない状態があることを発見しても、当市は一切の責任を負いません。
- (6) 本物件の解体設計は、建物建設時の完成図書類が無いことからその数量及び内容は現地調査による推定設計であり、解体の際に解体設計内容に不適合があっても当市は一切の責任を負いません。
- (7) 本要領に定めのない事項及び疑義については、規則その他関係法令の定めるところによります。